

議案第100号

沼田市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

沼田市議会会議規則第13条第1項の規定により、首記議案を別紙のとおり提出します。

平成30年12月17日提出

沼田市議会議長 星野 稔 様

提出者 沼田市議会議員 大島 崇行

賛成者 同 茂木 清七

同 同 大竹 政雄

沼田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

沼田市議会議員定数条例（平成13年条例第17号）の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「19人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

議案第100号 沼田市議会議員定数条例の一部を改正する条例について

上記議案に対する修正案を、別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第16条の規定により提出します。

平成30年12月17日

沼田市議会議長 星野 稔 様

提出者 沼田市議会議員 金子 浩 隆

賛成者 同 星野 妙 子

沼田市議会議員定数条例の一部を改正する条例案に対する修正案

沼田市議会議員定数条例の一部を改正する条例案の一部を次のように改正する。

本則の改正規定中「19人」を「18人」に改める。